平成 26 年度 第1回 新潟市福祉有償運送運営協議会(会議録)

平成26年6月2日(月)午後2時~新潟市役所本館6階 第2委員会室

(司 会)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、始めに、会議の公開及び議事録の取り扱いについてあらかじめご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本日の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この協議会についても傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても、市の指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため録音をご了承いただきますよう、お願いいたします。

机上に資料を配付させていただきました。本日使用します資料は、次第がございまして、その次に新潟市福祉有償運送運営協議会規則、それと委員名簿、それと更新申請案の①及び②、あとは実績報告書提出団体一覧のほか、実施団体からの実績報告書類が実績報告書提出団体一覧の順に17団体分配付しております。以上でございます。ご確認ください。よろしいでしょうか。

これより、平成26年度第1回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。開会に先立ちまして、福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

本日は、お忙しい中、第1回福祉有償運送運営協議会にご参加いただきまして、誠にありが とうございます。また、本年度より任期が替わりまして、今後2年ということで委員を引き受 けていただき、誠にありがとうございます。2年間、さまざまな意見をいただきながらこの協 議会を運営していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

新潟市では、市民が住み慣れた地域でずっと安心に暮らしていけるという地域福祉計画、今年度、改定の時期に入っておりますので、そういった取り組みも行っております。そのためには、当然、行政のみならず地域の皆様あるいは民間の業者の皆様、そういった関係する方々からご協力をいただかなければならないということでございます。また、近年、高齢化ということで、例えば寝たきりになる高齢者の方、あるいは障がい者の方、こういった移動が困難な方々が増えているという実態があります。こういう移動が困難な方につきましては、公共交通機関

は当然でございますし、それからご家族による送迎ということもございますが、今後はますます福祉有償運送といった取り組みが重要になってくるものと考えております。皆様におかれましては、この協議会においてそれぞれの立場から忌憚のない意見を出していただき、この福祉有償運送を社会参加の促進、それから安全な輸送といったところに結びつけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(司 会)

今回は、改選後最初の協議会となりますので、この任期から新しく委員になられた方をお手 元の名簿に従いましてご紹介いたします。

名簿の番号で言いますと3番になりますけれども、新潟ボランティア連絡会書記、石井和子 委員でございます。

(石井委員)

新潟ボランティア連絡会です。

石井です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

次に、名簿では6番になります。福祉有償運送をご利用されています、岩森三千代委員でご ざいます。

(岩森委員)

利用者の岩森と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、名簿の8番になります。社会福祉法人太陽福祉会おれんじぽーと、田中大輝委員でございます。

(田中委員)

田中と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

最後に、名簿の16番、新潟市福祉部福祉監査課長丸山朋子委員でございます。

(丸山委員)

丸山でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

なお、本日は島崎委員、五十嵐委員、海藤委員、高橋委員からご欠席の連絡をいただいております。また、新保委員がまだご到着されていないという状況でございます。

大変申し訳ございませんけれども、部長はこの後所用がございますので、大変失礼とは存じますが、これで退席させていただきます。

(司 会)

それでは、議事に入りたいと思います。ご発言をされる際にはお手元のボタンを押してから ご発言されますよう、ご協力をお願いいたします。

本日は、16名の委員の内、現在、11名の委員の皆様がご出席されています。規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の(1)会長、副会長の選出に入ります。まず、会長の選出については規則第5条第1項により、委員の互選により決定することとなっております。つきましては、仮議長の選出ということで、事務局案といたしまして新潟市福祉監査課長の丸山委員を仮議長といたしまして、会長の選出の議事を進めてまいりたいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、仮議長として丸山委員から進行していただきます。丸山委員、仮議長席への移動 をお願いいたします。

(仮議長)

大変恐縮ではございますが、仮議長のご指名をいただきましたので、会長選出までということで仮議長を務めさせていただきます。

では、早速会長の選出に入りたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、当協議会の規則第5条第1項によりまして、会長は委員の互選により決められることとなっておりますので、皆様からの推薦により会長を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(仮議長)

どなたかご推薦いただける方はいらっしゃいませんでしょうか。

(富澤委員)

永年にわたり、松本先生が会長をしていただいていますので、今期も松本先生にお願いした いと思っております。皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

(仮議長)

ただいま、前任に引き続きまして松本委員推薦というご発言をいただきました。

ほかにはございますでしょうか。

それでは、皆様のご賛同によりまして、会長を松本委員に決定させていただきたいと思います。

(司 会)

ありがとうございました。

丸山委員は席へお戻りください。松本委員は会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

(会 長)

ただいまご指名いただきましたので、もうしばらくというか、あと2年間かもしれないので すが、会長を務めさせていただきます。

私は当初から福祉有償運送の協議会に、たしかガイドラインの作成とかそういうところから始まったときから参加させていただいておりますが、何とかここまで来て、特に新潟市の場合、 非常に団体数も増えましたし、実際になさっている方々のご苦労の賜物なのかなと思っております。今後とも協議会の委員の皆さん方も団体の皆さん方もいろいろご協力いただきたいと思います。

それでは、簡単ではございますが、一言あいさつさせていただきまして、議事を進めさせて いただきます。

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、副会長の選出は規則第5条第3項により会長が指名する者をもって当てること となっておりますので、松本会長から副会長の指名をお願いしたいと思います。

(会 長)

私としましては、島崎敬子委員にお願いしたいと思います。本日、ご本人が欠席でございま すので、後ほど事務局から伝えていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、副会長は島崎敬子委員にお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、規則第6条第1項の規定により、会長から議長として議事進行をお願いしたいと 思います。

(会 長)

それでは、これから議事を進めさせていただきます。

本日、最初に議事の(2)小委員会の委員の選出についてということでございますが、この 規則第10条第2項の規定によりまして、小委員会の委員というのは会長である私、それから規 則第3条第1号から第3号までに掲げる委員の内から2名以内と、規則第3条第5号及び第6号に掲げる委員の内から2名以内ということで構成することになっております。そして、規則第10条第3項の規定により互選により定めることになっています。前回までの小委員会のメンバーですが、会長の私、それから規則第3条第1号から第3号に掲げる委員からは富澤委員と山嵜委員、それから規則第3条第5号及び第6号に掲げる委員からは和泉委員と五十嵐委員が選出されていました。今回、改選によっても今までのメンバーに変更がなかったので、引き続きこれらの方にお願いしたいと思います。富澤委員、山嵜委員、和泉委員、五十嵐委員ということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

議事の(3)に進みます。本日は登録更新申請についてということで、2件の登録更新申請があります。ここにありますように、NPO法人いぶきの杜、それからNPO法人こころ楽楽という二つになります。それでは、この登録更新申請につきまして、事務局から説明していただきたいと思います。最初に、いぶきの杜から始めたいと思います。

それから、質疑の中で、必要に応じて団体の方にも発言をしていただきたいと思います。 それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。今回、更新申請ということで2件あります。1件目、いぶきの杜の説明の前に対価の設定について説明させていただきます。前回の協議会の中でも話がありましたが、複数乗車における対価の設定について、乗り合いのような対価を設定するような場合は事前に乗り合いに応じた対価を設定することが必要になってくるということを前回申し上げました。それ以外の、今までどおり1運行につき相乗りのような形で利用者が後で相互に対価を負担しあうような形態がほかの団体で多く見られていたのですけれども、それについて、引き続き同じような形でいいかどうかということにつきまして、新潟運輸支局に確認したのですけれども、それについては、複数乗車について協議会で合意を得ているという前提で、特に問題ないということでした。更新申請については、法人の今後の意向によって乗り合いのような対価を設定することもできますし、今までのような形での対価の設定もできます。それを受けまして、今回、2法人については今までと同じような対価の設定をするということで申請がありました。

1件目のいぶきの杜について説明させていただきます。

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいま申請内容について説明がありましたが、何かご意見はありますでしょうか。 (和泉委員)

事務局に質問です。申請書類を作るときに提出年月日が4月1日になっていますけれども、 添付の免許証の写しが4月8日発行となっているのですけれども、こういうものはどちらかに 統一するということはないのですか。名字が替わっているということで理由は分かるのですけ れども、書類の様式としてどうなのかということを事務局にお聞きしたいと思います。

(事務局)

すみません、確認させていただきたいのですけれども、免許証の何番目の方でしょうか。

(和泉委員)

11番です。旧姓から何か理由があって変わられたのですよね。

(事務局)

理由があって名前が変わったのですが。

(会長)

11番がそれぞれ別の名前が入っています。

(事務局)

何かしらの理由で姓が変わったのだと思いますが。

(和泉委員)

姓が変わった理由ではなくて、申請書の日付が4月1日ですよね。免許証の交付が4月8日になっているので、当然、4月1日だと以前の免許証のコピーということになると思うのですけれども、いろいろ仕方のない理由があると思いますし、別にどうということはないといえばないのですけれども、事務局としてはこういう書類の内容の整合性についてどのようにお考えなのかを聞きたいと思います。

(事務局)

10ページの裏書きを見ていただくと分かると思うのですけれども、新氏名に平成25年10月に変わっておりまして、4月1日以前から氏名が変わっているということで、申請を受け付けた後に変わったということではございません。ただ、免許証の更新上、古い免許証に裏書きとして新姓が記載されているということです。

(会 長)

そうすると、申請書の7ページのところも裏書きの新姓が正しいということではないですか。

(事務局)

申し訳ありません。これは間違いです。 7ページのほうが間違っております。今後こういうことがないように気をつけたいと思います。

(会 長)

ほかにご意見ありますでしょうか。

今、事務局からの説明を聞いていたときに私は思ったのですが、この後に運送実績報告があるわけですよね。それも受けて更新申請というものに協議が整ったなと確認をしたほうがいいのではないかと思ったのですが、事務局、いかがですか。

(事務局)

実績報告を先にしたほうがよろしいでしょうか。

(会 長)

はい。

(事務局)

分かりました。すみません、少し前後して申し訳ありませんが、実績報告に移らせていただきます。

(会 長)

では、いぶきの杜の実績報告。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの実績報告も含めまして、いぶきの杜の方針につきまして、何かご意見 ございますでしょうか。

特にないということでございますので、特に問題がないということで、いぶきの杜の申請については協議が整ったということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会 長)

ありがとうございます。

協議が整いましたので、国への申請の準備をお願いします。

もう1件のNPO法人こころ楽楽について、事務局からご説明をお願いいたします。 (事務局)

こころ楽楽について説明させていただきます。先ほど、会長からご指摘いただきましたので、 先に状況報告からさせていただきます。

<資料に基づき説明>

実績報告については以上です。続いて、更新申請を続けてよろしいでしょうか。

(会 長)

はい。お願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのこころ楽楽についての実績報告及び更新申請につきまして、ご意見がありました らよろしくお願いいたします。

(富澤委員)

資料ナンバーでいうと 24 ページのところで、定款の原本に相違ないという証明のところなのですが、法人名がこころ楽楽の間違いかと思いますので、これは多分正式文書は運輸支局に提出される資料だと思いますので、修正をして正しいもので再提出していただきたいと思います。(会長)

24ページの一番下のところですね。よろしくお願いします。

ほかにありますでしょうか。

特に問題点はないということでよろしいでしょうか。それでは、こころ楽楽の実績報告についてはご承認いただいて、更新につきまして準備が整ったということでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは、準備が整いましたということで、国への申請の準備をお願いいたします。

それでは、次ですが、議事の(3)登録更新申請2件について終わりましたので、議事の(4) 運行状況、実績報告に移らせていただきます。従来からもやっていることでございますが、各 四半期の終了後に運行状況の実績を新潟市に報告しています。今回は、平成25年度の下半期に つきましてこの運営協議会において報告していただくというものです。登録団体が全部で17

団体ございますが、その実績内容の提出を受けていますので、事務局から順次説明してもらいたいと思います。一覧表がございますが、⑨と⑫については終了しましたので飛ばしていきたいと思います。それから、団体の方が見えていらっしゃいますので、必要に応じて発言を求めることといたします。数も多くて時間も限られておりますので、およそ1団体当たり5分くらいの感じで進行させていただきたいと思っております。

それで、団体一覧という横長の資料を作っていただいたのですが、全体的には事故報告、苦情報告は17団体についてありませんでしたので、変更の届け出であるとか実績を中心に事務局から説明していただきまして、進めていきたいと思います。

最初に、①社会福祉法人フレンドランド福祉会につきまして、実績報告の説明をお願いいた します。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのフレンドランド福祉会の実績報告につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

(和泉委員)

また事務局にお尋ねしたいのですけれども、利用件数は1回乗れば1回とカウントすると思うのですけれども、実利用会員数というのはどのようにカウントするのでしょうか。

(事務局)

利用会員数につきましては、実際に登録した人なのですけれども、その登録した人の内、月単位で実際に利用があった人を一旦集計します。月単位で出た集計を半期で合計したものが実利用会員数の合計になっております。

(会 長)

ある一月を見ると、同じ人が2回とか3回利用しているというように見てよろしいのでしょうか。

(和泉委員)

1回でも利用すればお一人と勘定するわけですよね。

(事務局)

人については月単位でそうなります。

(会 長)

ほかにありますでしょうか。

それでは、フレンドランド福祉会についての実績報告、特に問題ないということでよろしいでしょうか。

では、フレンドランド福祉会についての実績報告をこれで終わらせていただきます。

②の中東福祉会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの中東福祉会の実績報告について、いかがでしょうか。何かご質問はありますでしょうか。

(山嵜委員)

事務局に伺いたいのですが、利用者名簿の利用種の障がい等級というか、括弧書きがついています。 1 種 1 級とか。その括弧書きはどういう意味合いがあるのでしょうか。

(事務局)

お答えします。それを説明するに当たって、7ページをご覧いただいてよろしいでしょうか。 7ページが利用会員名簿の集計表になっていまして、8ページが個人情報は削除していますが 個別の利用会員名簿になっています。9ページを見ますと、括弧と書いてあるものがあります。 9ページの 21 番の方や 23 番の方が括弧になっています。この括弧につきましては、一人の方が重複して複数の障がいがあるという場合、どちらか一方をカウントするため一方を括弧書きにして一方を括弧書きにしないということにします。それを集計に反映させたものがその括弧になります。 7ページを見ていただきまして、身体障がいの 3 級の方、(1) とありますが、この (1) の意味としては、別にほかのところでカウントされていると。ただ、重複障がいも一人いるということで、カウントはしないけれども参考までにということで括弧があります。

(和泉委員)

法人の住所が変わっただけで事務所の住所は変わらなかったのですか。

(事務局)

そのとおりです。事務所につきましては秋葉区にあるかと思うのですが、法人の住所は五泉 市にあるということだと思います。

(会 長)

よろしいでしょうか。

ほかにないということでよろしいでしょうか。それでは、中東福祉会についての実績報告を これで終了とさせていただきます。

3番目に移りますが、更生慈仁会の実績報告、事務局からの説明をお願いいたします。 (事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの更生慈仁会の実績報告について、質問、意見ありましたらお願いいたします。 特に問題ないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。③の更生慈仁会に ついての実績報告を終わらせていただきます。

④の中蒲原福祉会について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

中蒲原福祉会についての実績報告、何か質問がありますでしょうか。大きなところでは車両 台数が2段に増えたということです。

それでは、中蒲原福祉会については特に問題ないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、④の中蒲原福祉会についての実績報告を終わりとさせて いただきます。

⑤に移りまして、新潟太陽福祉会についての実績報告、事務局から説明をお願いします。 (事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまの新潟太陽福祉会について、何かご質問はありますでしょうか。

(和泉委員)

太陽福祉会の方にお聞きしたいのですが、13 両で運転される方が 50 名ということなのですけれども、とりあえず登録してしまえということなのでしょうか。私の考えとしては、主にメインで送迎される方は決まっていて、どうしても都合がつかないとか何か理由があったときに代わりの方が運転されるのかなと、少しでも慣れている方が運転されるのが事故の防止にもなるし、送迎するにせよ、道路の状況とか知っておられるということで安全の面ではいいかなと思うのです。私の気持ちとしては 50 名というのがとても多いように感じるので、日ごろどのようにされているのか、参考にお聞かせいただければと思います。

(太陽福祉会)

50名というのは、うちの法人はいろいろな事業所があるのですが、まず第1に、いつ事業所間の異動があったとしても対応できるように事前になるべく取っておいたほうがいいのではないかということと、あとは研修自体が非常に勉強になるのでということで、受けるようにという上の考えで行っております。

(会 長)

今の委員の質問に関連すれば、実態としては。

(太陽福祉会)

それは50名全員が実際に運転するわけではないです。20人行かない程度です。

(会 長)

その方がメインになっていると。よろしいでしょうか。

ほかに質問はありますでしょうか。

では、ほかにはないということでよろしいでしょうか。

それでは、これをもって新潟太陽福祉会の実績報告を終了とさせていただきます。⑥に移りまして、自立生活福祉会についての報告、事務局からお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの自立生活福祉会の実績報告につきまして、何か質問がありましたらお 願いいたします。

自立生活福祉会について、特に問題ないということでよろしいでしょうか。ありがとうござ

います。それでは、⑥の自立生活福祉会の実績報告を終わりとさせていただきます。 ⑦のNPO法人ほのぼの西川についての実績報告、事務局からお願いいたします。 (事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ほのぼの西川についての実績報告、質問がありましたらよろしくお願いいたします。

質問はないということでよろしいでしょうか。それでは、ほのぼの西川の実績報告について 特に問題はないということにさせていただきます。ほのぼの西川の実績報告を終了させていた だきます。

⑧のとよさか福祉会についての実績報告、事務局からお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

⑧のとよさか福祉会についての実績報告、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。 では、お諮りしますが、とよさか福祉会について特に問題がないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、

⑧とよさか福祉会についての実績報告を終わりとさせていただきます。

⑨のいぶきの杜については先ほど終了していますので、次に移ります。少し長くなりますが、 引き続いてこのまま続けていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

⑩NPO法人アクセシブルにいがたにつきまして、事務局から実績報告の説明をお願いいた します。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのアクセシブルにいがたの実績報告につきまして、何か質問はありますでしょうか。 特に質問ないようですので、アクセシブルにいがたにつきましての実績報告、特に問題がないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、アクセシブルにいがたについての実績報告を終わりとさせていただきます。

⑪に移りまして、千草の舎につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ただいまの千草の舎についての実績報告、何か質問がありますでしょうか。

特に質問はないようですので、千草の舎につきまして、特に問題がないということでよろしいでしょうか。

それでは、千草の舎の実績報告をこれで終わりにさせていただきます。

⑩番、こころ楽楽については先ほどすでに実績報告を終了しておりますので、⑬に移ります。 NPO法人せいむについての説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

それでは、せいむについての報告、何か質問がありましたらお願いいたします。

特に質問はないようですが、よろしいでしょうか。

それでは、せいむについての実績報告を終了とさせていただきます。

⑭に移りますが、NPO法人にいまーるについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ただいまのにいまーるの実績報告につきまして、質問がありましたらよろしくお願いいたします。

(和泉委員)

少しお尋ねしたいのですけれども、登録が9名ということでご利用される方が2名ということなのですけれども、まだあまりご利用されないということなのでしょうか。

(会 長)

にいまーるの方はいらっしゃいますか。

(事務局)

にいまーるなのですが、急遽欠席の連絡をいただきまして、都合がつかなくてということで 欠席の連絡をいただいています。

(会 長)

事務局で何かお聞きになっているようなことはありますか。

(事務局)

事務局として聞いている内容としては、にいまーるは作業所といいますかそういったところに力を入れている事業所で、そこに通所される方について中心的に支援しているということは聞いていますので、そこの利用者の方2名が実利用されていたということだと思います。登録者というのが、いつでも利用できるようにということで自分の作業所に来ている方を登録しているという状況だと思います。

(会 長)

よろしいでしょうか。

ほかに質問はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、⑭にいま一るについての実績報告はこれをもって終了とさせていただきます。

⑤に移ります。NPO法人グリーンについて、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのグリーンについての実績報告、何か質問がありましたらお願いいたします。この 表を見ると、12月以降は順調に利用されていると読み取れるかと思いますが、何か質問はあり ますでしょうか。 ないということでよろしいでしょうか。

それでは、⑤グリーンについての実績報告を終了とさせていただきます。

16一般社団法人よりいの会について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございます。

ただいまのよりいの会の実績報告について、何か質問があればお願いいたします。

それでは、個番よりいの会についての質問はないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、⑩番よりいの会についての実績報告を終了といたします。

次に、⑰番に移りまして、NPO法人わあなるについて、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明>

(会 長)

ただいまのわあなるについての実績報告、何か質問がありましたらお願いいたします。 わあなるについて、特に質問はないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、17番わあなるについての実績報告を終わりとさせていた だきます。

以上をもちまして、17 団体の実績報告、特に問題ないということで終了いたしましたが、全体を通じて、あるいは本日の協議会全体でもけっこうですが、何かご意見ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(富澤委員)

2点あります。まず、今日いただいた一覧表で、苦情も事故も実績報告で1団体からもなかったということでほっとしているところです。というのは、昨年度は実績報告一覧を見せていただいたときに事故報告が何団体かからあったように記憶しています。冬場の運転の時期だったということもあって、今年はゼロということはよりいい結果だと思っています。引き続き運営される団体には事故のないようにしていただきたいと思っています。それが1点目です。

2点目なのですが、苦情についてはこれまでもずっとゼロだと思いますが、私が所属しているNPO協会に対して、NPO法人に対する苦情であるとか、こういうようなことを、例えば、

いろいろなサービスを利用している個人の方とか団体の方から、時々私どものところにさまざまなお声をいただくことがあります。NPO協会は別に苦情を受け付ける組織ではないので、県や市のNPO法人の認証担当課につないだり、そちらのほうに行ってくださいというお話をしています。例えば、サービスを受けている個人の方がそのサービスを運営している団体の方に直接申し入れをするということは滅多にないと思うのです。もし、新潟市のNPO法人を認証している課に連絡が行っている案件がもしあったり、そういったことがありましたら、これは多分事務局のほうにお願いになると思うのですが、課を超えて連絡を密にとっていただければありがたいと思います。もしかするとそちらに何らかの連絡がもし入っていたりすると、課同士の連携が必要になってくるかと思いますので、そういうことがありましたらお願いしたいと思います。

(会 長)

事務局、よろしいでしょうか。

(事務局)

了解しました。

(和泉委員)

申し訳ありません、よりいの会の方はいらっしゃいますか。

(事務局)

申し訳ありません。よりいの会は実績がなかったので今回はお呼びしなかったです。

(和泉委員)

NPOではなくて、設立を急がれて一般社団法人ということでお作りになったようなのですけれども、4月1日から活動と先ほどの報告書に書いてあったものですから、現状どうなっているのかがお聞きしたかっただけです。いらっしゃらなければけっこうです。

(会 長)

事務局で何かつかんでいらっしゃいますか。

(事務局)

代表者の方と連絡をとることはあるのですけれども、4月から順調という話は聞いています。 思ったよりも利用者は、最初は利用者がつかないとかそういったことを心配されていたような のですが、思ったよりも利用者がついて忙しいということは聞いています。

(広島委員)

ほのぼの西川なのですけれども、高齢の方で71歳の運転手が二人いなくなって、次も68歳の方ということで、どんどん運転手の方がいなくなっていく現状の中で、西蒲区が福祉有償運送の状況としては手薄になってきているのかなと思います。ほかの社会福祉法人なりNPO法人なりが西蒲区を補てんできるような形もとられていけるといいと思います。また、ほのぼの

西川も運転手を増やしていただけたらいいなと思います。

(会 長)

感想なりご意見ですが、ほのぼの西川の団体の方、何かお考えはおありでしょうか。 (ほのぼの西川)

ご指摘の件ですけれども、運転手について、実は昨年からずっと五、六名の方をピックアップしましてお願いしているのですけれども、なかなかうんという返事をもらえないのです。それで、実際に、先ほど報告がありましたように3月いっぱいで二人辞めました。そうすると、今、3名くらいしか回せないのです。物理的に少し厳しいということで、今のところ入ってくる見込みもありません。我々もこれでは回せないということで慚愧の気持ちで一杯なのですけども、10月を目途に解散しなければならないという感じです。先々本当に我々も利用されている方に申し訳ないのですけれども、10月目途くらいで解散という方向で動いている状況です。(広島委員)

タクシー業界のほうでそういうお客さんをどうにかするとか、不自由がないように努力されていることはありますか。

(和泉委員)

今、私がかかわっているのは主に透析の患者なのですけれども、透析の患者というのは病院 へ週に3日間6往復通わないと命が危ないということで、何とかその輸送手段をタクシー業界 で提供したいという意思は十分にあるのですけれども、結局費用の問題になるのです。長岡市 辺りでは市から補助をいただいたり、変な言い方ですけれども、タクシー料金を少しディスカウントしてみたりしながら、大変喜ばれてやっています。

残念ながら、私は南区のほうなのですけれども、例えばの話 1,000 円かかるとしますと、その中から本人に 3 分の 1 負担していただいて、あとは何とか 3 分の 1 タクシー業界がディスカウントする。そして透析を主に扱っている病院から寄附をいただいたり、最終的には新潟市からもいただきたいとも思っているのですが、それがなかなか。私はそっち方面の者ではないのでよく分からないのですけれども、透析患者に対してあまり補助が出せないという理由があるらしくて、社会福祉協議会にお聞きしましたら、どうも制度の谷間に落ちていて補助が出せないとおっしゃるのです。

タクシー業界も別に手をこまねいて見ているわけではなくて、何とかしようとは思っているのですけれども、タクシー業界というのはタクシー料金をもらう以外に収入がありませんので、失礼な言い方ですけれども、ほかに商売を持っていてそれに附属して輸送するのでコストを安く提供できますというものがタクシー業界の場合は無理なのです。輸送そのものでお金をいただいているものですから、いろいろやってはいるのですけれども、長岡市のように多少補助をいただければやっていけるかなというところはあるのですが、残念ながら私のところ、南区で

すけれども、何とかやろうとは思っているのですが、思うようにお金の計算ができなくて、未だに社会福祉協議会と患者の会の方とか、1年半ほど前からいろいろ話はしているのですけれども、まとまらないかなというのが現状です。何とかしたいとは思っているのですけれども。 (会長)

今、長岡市のほうではうまくいっているけれどもという、その違いは市からの補助金という ところが一番大きいのですか。それがネックなのでしょうか。

(和泉委員)

そうです。長岡市の場合は市から補助が出ているのです。いろいろ工夫をして、タクシーの場合は正規の料金がありますけれども、そこから1割までディスカウントする程度であればほとんど何の問題もなく許可いただけるのですが、それ以上料金をいじるということになるといろいろ面倒なことがあったり、長岡市の場合も直接タクシー業者がいただいているお金は1割引の金額をいただいているということになっているのですけれども、その中には患者からいただいたり、タクシー業界がディスカウントしたり、ご本人から負担していただいたりという感じです。かなり補助もいただいているのだろうと思いますので。

(会 長)

この件について、私も十分詳しくは知らないのですが、事務局から何か情報はありますでしょうか。透析患者の方に対するタクシー業界の取り組みといいますか、あるいはタクシー業界だけでなくてもけっこうなのですけれども。

(事務局)

タクシーチケットというものは一応ありまして、タクシー利用助成券のことですが、身体障がい者手帳の1、2級の人と3級の一部に対して年額で2万6,000円を補助するといいますか、1回当たり500円の券を2枚使えるといった制度はあります。透析患者の方につきましては、それに加えて、1万3,000円を上乗せで支給するというのがあります。タクシー業者への補助ではなく利用者への助成になりますが、そういった制度です。透析患者はそれを使っていくらかの足しにされているという現状はあります。

他の制度をみてみますと、例えば、透析患者ではない方、知的障がいの方とか重度の身体障がいの方がどのようにして移送されているのかというと、障がいの制度であるとか介護保険の制度であるとか、そういった制度と一緒に使っているという実態はあります。

例えば、障がい者の指定サービスがありまして、移動支援というものがあります。移動支援 は時間に応じて、乗っている時間は除外されますけれども、その事業者に給付費が入ってきま す。その給付費と今回の福祉有償運送の対価を組み合わせて利用者を送迎するというサービス があるのですけれども、その移動支援を使える対象者というのは、例えば、知的障がい者、精 神障がい者、あと、身体障がい者の中でも手、足が不自由な方とか、そういった一定の要件に 該当する方に限られていまして、では透析患者の場合はどうなのかというと、移動支援の対象になっていません。そうすると、給付費がなく、移動支援ができない中でそういった移送サービスをしている事業者や団体はたしかに数が少なくて、ほのぼの西川はそういう取り組みをしている数少ない団体です。ほかの事業者に比べると収益性がないなかで、取り組んでいるという認識がこちらとしてはあります。

(和泉委員)

ここでお願いしても仕方がないとは思うのですが、補助に限って言うと年額で幾らと決まっているわけですよね。うちをご利用いただいているお客さまの中には、やはり、片道タクシー代で 2,000 円弱かかるようなところから週 3 回通ってこられます。そうすると、2,500 円とすれば 1 週間に 5,000 円の 3 回ですから 1 万 5,000 円。月にすると 5 万円くらいお支払いになる方もいらっしゃるのです。そうなってくると 500 円のタクシー券の補助を何枚かいただいても、最初の 1 か月くらいでみんな使ってしまいます。そういう補助を受けられない立場の人ですと、あと 11 か月はみんな持ち出しになるわけです。だからお願いできるのであれば、金額ではなくて、3 分の 1 補助とか、虫のいい話ですけれども、そういうものがお願いできればタクシー業界ももう少しやりようがあるのかなと。

実際、移動支援とか資格を取られてタクシー業界の中でも、同じ会社ですけれども別会社を立ち上げてされているというところが新潟市内にも多分あるでしょうし、燕市とか、私はあちこちで聞きますので、そういうところを探されてご利用されるのも一つかなと。なかなか時間が重なりますのでどうしても希望の時間に予約が取れないとか、苦情のたぐいからいくと夜中に来てくれないとか、いろいろな話になってしまうと思うのです。新しく委員になった方にも私はお聞きしたいのですけれども、利用者側の方にお聞きしたいのですけれども、この制度ができてからかなり立ちましたが、前から少しは便利になってくれたのかなとは思います。

(鈴木委員)

新潟県ハイヤー・タクシー協会の鈴木です。

今回、部長をはじめ幹部の皆さんがほとんど入れ替えになったので、これを機にさらにいろいるご指導いただきたいと思いますし、実情をご理解いただきたいと思います。

今もいろいろやり取りがありましたけれども、支援制度を拡充していく、発展させていくということをお願いしたいわけですが、その手前で、今、担当からお話ししていただいたのですけれども、現行でどういう制度があってどういうことだったらこのように利用できるのかということを、委員も含めて私も含めて知っておいて、それであったらここをうまく利用すればこのようにつなげるかなとか、あるいはもう少しこれを上乗せできないかと。

ついでに言わせていただければ、先ほど言った長岡市の、福祉有償のほうは入っていないのですけれども、公共交通活性化のほうへ入っていて、前回ここへ来たときにお話しさせていた

だきました。これも福祉の関係の一つで、福祉関係の車両を入れる際に国の制度で、300万円、400万円とかかる車なのですけれども、スロープ装備車両に対し60万円、リフト装備車両であれば80万円、全体から見ると大した額ではないのですけれども購入した際に援助するシステムがあって、殺到しているものだから満額にはならずに、希望すると両数を増やすので結果として例えば60万円が40万円になったり30万円になったりということでさらに大変だということがあって、どちらがいいとも言い切れないところですが、国には上乗せをして福祉を充実できるようなことをしてくださいと言っているのですけれども。

ついでに長岡市のほうにも話をしたら、長岡市はそういう車を入れて市民の方が便利になるようにということで、年次計画で増やしているのです。事業者にも計画を立てさせて入れて、最後に国が補助するのだけれども、自治体としては福祉有償運送協議会だとか地域公共交通会議だとか、あるいはそれに類した会議のところで決断をして、いいですよということで国に上げてやるという形になっています。それを円滑にやってほしいということは一つあるのですけれども、円滑にだけやられても、自治体が負担していないものですから、自治体も一定の負担をしてくれることで取り組む事業者もその気になるということ、また、自治体がそうやっていくうえで国にも充実させてくださいと言えることにもなるし、都合よく言わせてもらうと、長岡市とか新潟市で先行してくれるとそれを参考にして県内全体のほうへも進めていきたいということを考えて、前回、お話ししていたのです。

その際に、先ほど言ったように、議事録に載っていると思うのですが、ぜひ、福祉関係といっても新潟は大きいですから何箇所かに分かれていると思うのです。そこと、補助ということになると財政当局ということもあるでしょうし、公共交通の分野にもかかわるでしょうし、そういう関係のところで話し合いを常に持って、先ほど富澤委員が言ったような情報の交換のようなことも含めてやっていただくという体制を、まず、とっていただきたいと思います。そういう意味で、最終決定するのはここで言うと都市交通政策課なのですけれども、都市交通政策課のほうで決定するときに、持ち回りでやるものだから意見を言う機会がなくて、それではうまくないなということで、文書で出してこちらにも話をしていますという話をしました。少し回りくどいですけれども。いずれにしても、私ども事業者も一生懸命やらせるのと同時にそういう発言も必ずしてきて、自治体と利用している方それぞれからご理解をもらってくださいという話をしているので、ここでも話をしているのですが、そういう感じでひとつ、ここだけで終わらずにオール新潟市になるように、ぜひ、努力をしていただきたいと思います。

それから、今、透析の例を出されまして、透析のものは長岡市でやって、長岡市もいろいろやりくりを考えて透析患者と利用する病院と長岡市と3者一体でいろいろ出し合ってやる形で、理解されるのではないかということで進んでいるのですけれども、そういうものもひとつ参考にしていただいて、長岡市で言うと、いつも言っているのですけれども、全国市長会長ですし、

また、新潟市は本州日本海側唯一の政令指定都市でもあるし、この大きさというのはとても大きいので私たちも力んでお話ししているのですけれども、ぜひ、こういう話をお願いしたいと思います。

それから、いろいろ情報をいただいたのですけれども、寝台車というかリフトつきで運ぶ場合の救援費といいますか、チケットのような支援のようなものがあるように思うのですけれども、どういう内容になっているのかということと、詳しく聞いて来られなくて、今日、発言しようかどうか迷っていたのですけれども、4割くらい負担はしてくれて、新潟市以外で、例えば、新発田市でもやっているのだけれども、利用する事業者がそこの病院というか、市の管轄区域にある業者に限られるとか何とか制約があってうまく利用できないケースがあるのだという話だったのですけれども、その辺のところでもしご存じであればご披露いただいて、それから、何らかの形で私どもに資料と言いますか、いただければ。また私どもも会員でどういう車をどこで持っていてどういう形になっているという情報交換をお互いにするとかということをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

私は個人的には十分理解できないところもあるのですけれども、何か事務局から、特に鈴木 委員のご意見について何か情報をいただけますでしょうか。

(事務局)

リフトつきのタクシーチケットについてはそういった制度はあります。ただ、所管課は障がい福祉課ですので、会議録を送付させていただく際にその資料を合わせて参考に送らせていただいてよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

本当にいろいろ分かれるものですから、時々話をしてもらうとか、あるいはいろいろなこと を言うときには運輸支局でないと分からないということだとかあるので。

私どもは会議を執行するところが窓口だと思っていますので、窓口が責任を持ってといいますか、例えば、私たちがいろいろな会議をやれば、事業者はいろいろいるのだけれども、最終的には県の協会が事務局になってほかとつないだり回答するという形にしています。最低の情報くらいは持ってきていただければと思います。今日は幹部の皆さんが変わったばかりですから、次回以降によろしくお願いいたします。

(会長)

結論がすぐ出る問題ではないと思いますが、今後とも新潟市の事務局を含めまして、各委員の皆さん方、いろいろなところで発言なり情報交換していただきたいと思います。

ほかにいかがですか。

(会 長)

ほかの方、よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。事務局にお返ししたいと 思います。何か連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

(司 会)

長時間にわたりご審議いただき、大変ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡がございます。

(事務局)

本日の資料につきましては、個人情報等含まれている部分がありますので、持ち帰らずにそのまま机上に置いていただけますようお願いいたします。

次回の予定なのですけれども、9月に登録期間の満了を迎える団体が5団体ありますので、 その更新申請について協議していただくということで、8月中旬から9月上旬に開催を予定しています。

(司 会)

次回以降の日程につきましては、後日改めて事務局から案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。